

外食事業者等の地場産食材マッチング・活用促進実証事業実施要領（案）

令和〇年〇月〇日 〇新食第〇号
農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知

第１ 通則

外食事業者等の地場産食材マッチング・活用促進実証事業（以下「本事業」という。）の実施については、持続可能な食品産業への転換促進事業補助金交付等要綱（令和６年〇月〇日付け５新食第２３１６号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第２ 事業実施主体

- １ 交付等要綱別表の事業実施主体の欄の農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）（以下「総括審議官」という。）が別に定める者は、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、事業化共同体（コンソーシアム）及び法人格を有さない団体で総括審議官が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）とする。
- ２ １の特認団体は、次のすべての要件を満たすものでなければならない。
 - （１）主たる事務所の定めがあること。
 - （２）代表者の定めがあること。
 - （３）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）があること。
 - （４）年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- ３ 特認団体の申請をする団体は、交付等要綱第６の規定により交付申請書を提出する際、併せて別記様式１を総括審議官に提出し、承認を受けるものとする。
- ４ １の事業化共同体（コンソーシアム）は、次のすべての要件を満たすものでなければならない。
 - （１）共同事業者の中から代表団体が選定されており、代表団体は前項１に掲げる者（事業化共同体（コンソーシアム）を除く。）であること。
 - （２）代表団体が、補助金交付に係るすべての手続を担うこと。
 - （３）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。
 - （４）年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

第３ 事業の内容等

事業の内容及び交付等要綱別表の事業の経費のうち補助対象となる経費の範囲は、以下の（１）から（４）までのとおりとする。

- （１）産地懇談会の開催

生産現場に外食事業者等が出向き、生産現場等の視察、農林漁業者等との意見交換やマッチング等を実施する懇談会を国内の複数の産地において開催する。

(補助対象経費)

会場借料、会場設営費、サンプル費、現地移動費、事務局旅費・人件費、資料作成費、アンケート調査費、通信運搬費等

(2) 都市部懇談会の開催

国内各地の農林漁業者等がブースを出展し、外食事業者等との意見交換やマッチング等を実施する懇談会を都市部（首都圏、大阪市及び名古屋市に限る。）において1回以上開催する。

(補助対象経費)

会場借料、会場設営費、サンプル費、事務局旅費・人件費、資料作成費、アンケート調査費、通信運搬費等

(3) 食材試用評価・分析の実施

(1) 又は (2) によりマッチングした外食事業者等と農林漁業者等の間で、一定期間（原則として、連続する1か月間以上とする。）にわたり地場産食材等を試用するための取引を行い、外食事業者等は調理・加工等を行ったうえで消費者に提供する。事業実施主体は、この試用により明らかになった課題の整理、活用事例の収集・周知、産地へのフィードバック等を行う。

(補助対象経費)

外食事業者等の試用に供する食材費（ただし、(1) 又は (2) によるマッチングにより新たに取引を行う地場産食材等を対象とし、農林漁業者等が通常販売する価格の1/2以内、かつ、外食事業者等当たり9万円（税込）を上限とする。）、食材輸送費、事務局旅費・人件費、資料作成費、通信運搬費等

(4) 食材に係る情報受発信体制の整備

各地の地場産食材等に関する情報及び外食事業者等のニーズ等の情報を収集し、収集した情報についてウェブサイト等を活用して、外食事業者等や農林漁業者等に対して発信することにより、相互に必要な情報を緊密に共有できる体制の整備を図る。また、(1) から (3) までにより実施した取組を報告書として取りまとめ、外食事業者等や農林漁業者等を含む関係者に周知する。

(補助対象経費)

外食事業者等のニーズ把握、食材生産情報や流通課題等の調査を実施する調査員等の手当、調査集計費、資料作成費、情報受発信体制整備のためのウェブサイト改修費等

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和6年度末までとする。

第5 採択基準等

1 採択基準

本事業の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施主体が、会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (2) 事業実施主体の経営に関する書類を提出すること（決算報告書、HP等により法人の事業内容が随時更新されているか等）。
- (3) 事業実施能力があること（主たる責任者に管理能力があり、経験等を有した人的資源が十分にあるか等）。

- (4) 事業実施方法として成果目標を達成する実現可能性があること（現状の課題を正確に把握した上で、事業の目的、主旨と合致し、実施方法が具体的に計画されているか等）。
- (5) 実施方法の効率性があること（実施時期が具体的であり、実施期間を有効に活用するスケジュールであるか、経費配分の適格性等）。
- (6) 事業の効果が期待できること（具体的な目標が設定され、その目標が妥当であり、期待される成果が得られるか、また、事業の持続性、継続性は見られるか等）。

2 事業の実施に関する留意事項

人件費を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定するものとする。

第 6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、別記様式 2 により事業実施計画を作成し、交付等要綱第 6 の交付申請書に添付するものとする。

なお、別記様式 2 に添付すべき資料であって、既に本事業の公募要領に基づき提出のあった資料と重複するものは、その添付を省略できるものとする。

交付等要綱別表の軽微な変更の欄に記載の変更以外の変更が生じた場合には、交付等要綱第 12 の規定に基づく「変更等承認申請書」に添付するものとする。

2 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式 2 の「第 1 総括表」の「事業の委託」の欄に記載するものとする。ただし、委託して行わせる範囲は補助事業費の 2 分の 1 を超えてはならない。

(1) 委託先が決定している場合は委託先名

(2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

第 7 事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業終了後速やかに事業実施計画（別記様式 2）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、交付等要綱第 17 の実績報告書に添付するものとする。

第 8 収益納付

- 1 交付等要綱第 25 第 1 項の報告は、当該報告に係る年度の翌年度の 6 月末までにしなければならない。

ただし、総括審議官は、特に必要と認める場合にあっては、報告を求める期間を延長することができるものとする。

- 2 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して 1 年間とする。

ただし、納付を命じることができる額の合計額は、補助事業の実施に要した経費として確定した補助金の額を限度とし、総括審議官は、特に必要と認める場合にあっては、収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

第9 事業効果の調査分析

- 1 総括審議官は、本事業の効果について調査分析を行うため、事業実施主体に対し、本事業の実施に関し必要な報告を求めることができるものとする。その際、事業実施主体は、正当な理由がある場合を除き、当該調査分析に協力するものとする。
- 2 総括審議官は、本事業の効果の調査分析に必要な場合には、関係行政機関又は当該調査分析業務の一部を受託した第三者に対し、本事業の実施に係る情報を提供することができるものとする。
- 3 総括審議官は、2の規定により情報を提供する場合には、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

第10 その他

- 1 総括審議官は、事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 事業実施主体は、事業の実施に当たって、事業の種類、内容等に即して農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図るために「男女共同参画推進指針」（平成11年11月1日付け11農産第6825号経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく対策の着実な推進に配慮するものとする。
- 3 事業実施主体が、本事業によらず、現に実施し、又は既に終了させた事業については、本事業の助成対象としない。
- 4 交付される補助金の額は、本事業を実施する地域の実情に即した適正な現地実行価格により算出するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和〇年〇月〇日から施行する。
- 2 外食・中食事業者の地場食材マッチング活用促進実証事業実施要領（令和5年4月6日4新食第2893号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）は廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の外食・中食事業者の地場食材マッチング活用促進実証事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

別記様式 1（第 2 の 3 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

外食事業者等の地場産食材マッチング・活用促進実証事業
特認団体承認申請書

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度（ 月～ 月）
- 6 構成員
- 7 設立目的
- 8 事業実施計画の内容
- 9 特記すべき事項
- 10 添付書類
 - （1）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの。）及び総会等で承認されている直近の事業計画、収支予算等
 - （2）新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会議事録写し等）
 - （3）その他参考資料

別記様式 2（第 6 及び第 7 関係）

年度外食事業者等の地場産食材マッチング・活用促進実証事業実施計画

外食事業者等の地場産食材マッチング・活用促進実証事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇新食第〇号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）第 6 の 1 の規定に基づく事業実施計画は以下の通りである。

- （注） 1 関係書類として、別添「第 1 総括表」、「第 2 事業実施計画添付資料」及び「第 3 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート」を添付すること。
- 2 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分を容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。
- 3 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止（廃止）の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。
- 4 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、別添「第 1 総括表」及び「第 2 事業実施計画添付資料」には実績を記載すること。なお、事業実施結果の報告においては、別添「第 3 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート」の添付は不要とする。

別 添

第 1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
		千円	千円	千円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費	
合 計						

(注) 1 事業種類は、交付等要綱別表 1 の区分により記入すること。

2 事業細目は、交付等要綱別表 1 の外食事業者等の地場産食材マッチング・活用促進実証事業の項の経費の欄の区分により記入すること。

第2 事業実施計画添付資料

(1) 事業の目的

(2) 事業の効果（本事業の実施による効果及びその検証方法）

(3) 事業実施主体の概要及び添付資料

① 事業実施主体の概要

- ア 名称
- イ 主たる事務所の所在地
- ウ 代表者名
- エ 構成員数
- オ 従業員数
- カ 設立年月日

② 添付書類

- ア 定款又はこれに準ずる規約
- イ 役員等名簿
- ウ 事業計画、収支予算書、収支決算書等
- エ その他総括審議官が特に必要と認める資料

(4) 組織の体系及び年間計画

① 組織の体系図（事業実施・経理その他管理体制）

--

② 年間計画

主な事業内容	第1四半期 (4－6月)	第2四半期 (7－9月)	第3四半期 (10－12月)	第4四半期 (1－3月)

(5) 事業の内容

ア 事業目標

事業目標（達成すべき成果）
成果（実績）

注1：事業目標（達成すべき成果）欄には、達成すべき定量的な目標について記入すること。

（定量的な目標例：懇談会参加者の満足度、成立する見込の高い商談数等）

注2：成果（実績）欄には、事業実施後に取組実績を記入すること。

イ 産地懇談会の開催

開催時期	開催地・ 選定理由	対象食材	参加人数等	実施内容等	備考
			※ 外食事業者等、生産者等別に記載。	※ 内容、アンケート調査方法等を記載。	

ウ 都市部懇談会の開催

開催時期	開催地	対象食材	参加人数等	実施内容等	備考
			※ 出展者数、外食事業者等別に記載。	※ 内容、アンケート調査方法等を記載。	

エ 食材試用評価・分析の実施

① 食材試用の実施

実施時期	試用食材	実施事業者数等	実施内容等	備考
		※ 外食事業者等別に記載。	※ 実施内容及び実施方法・体制等について記載。 ※ 試用を実施する外食事業者等の選定方法についても記載。	

② 課題の整理、活用事例の収集・周知、産地へのフィードバック等

実施時期	実施内容等	備考

オ 情報収集及び情報発信

項 目	情報収集・発信内容等	備考
・〇〇に関する情報収集 ・情報発信	※ 情報収集内容、情報収集先、方法、場所、時期等を記載。 ※ 情報発信 WEB サイト等の内容、運営方法、情報発信対象等。	

第3 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥
①	☐	環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討
	申請時 (します)	(2) 適正な防除
②	☐	環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討 (再掲)
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減
③	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと (照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等) を検討
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討
	申請時 (します)	(4) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑥	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑦	☐	資源の再利用を検討
	申請時 (します)	(5) 環境関係法令の遵守等
⑧	☐	みどりの食料システム戦略の理解
⑨	☐	関係法令の遵守
⑩	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
⑪	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める

- (注) 1 第8第1項の規定による事業実施計画の作成に当たっては、「申請時 (します)」欄の「☐」に、第9の規定による事業実施状況等の報告に当たっては、「報告時 (しました)」欄に、それぞれチェックすること。
- 2 (1)～(5)の「関係法令」とは、以下に掲げるものをいう。
- (1) 適正な施肥
 - ・肥料の品質の確保等に関する法律 (昭和 25 年法律第 127 号)
 - ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 (昭和 45 年法律第 139 号)
 - (2) 適正な防除
 - ・農薬取締法 (昭和 23 年法律第 82 号)
 - ・植物防疫法 (昭和 25 年法律第 151 号)
 - (3) エネルギーの節減
 - ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 (昭和 54 年法律第 49 号)
 - (4) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号)
 - ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (平成 12 年法律第 116 号)
 - ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (令和 3 年法律第 60 号)
 - ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (令和 3 年法律第 60 号)
 - (5) 環境関係法令の遵守等
 - ・労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号)
 - ・地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成 10 年法律第 117 号)